

平成23年度鎌ヶ谷市予防接種委員会会議録

開催日時 平成24年3月21日(水)午後2時から3時
開催場所 総合福祉保健センター 4階会議室
委員出席者 中井 愷雄、畑 衛、畑 仁
山崎 久雄、鈴木 操、福留 浩子
(欠席者 石川 広己、藤木 哲郎、松本 邦昭)

事務局出席者 鈴木 恵子(健康増進課補佐)、佐藤 太郎(予防係長)
本間 恵(主査)

司会 事務局 鈴木 恵子

ただいまから平成23年度第2回鎌ヶ谷市予防接種委員会を開催いたします。
なお、1号委員の石川広己様、2号委員の藤木哲郎様、松本邦昭様は欠席でございます。
はじめに、資料の確認をいたします。本日お配りいたしました資料は、

- 1 次第
- 2 委員名簿
- 3 鎌ヶ谷市予防接種委員会要綱
- 4 予防接種事故の公表に関する考え方(最終案)
- 5 過去3年間の予防接種事故 以上です。不足しているものはありませんでしょうか。

委員会要綱第6条第1項により、「委員長が会議の議長となる」となっておりますので、畑委員長に一言ご挨拶をいただき、議事の進行をお願いいたします。

1 会議署名人の選任

(畑 委員長挨拶) それでは議事に入りますが、事務局、傍聴の希望はありますか？

(事務局) いいえございません。

(畑 委員長) それでは「会議録署名人の選任について」ですが、事務局に一任したいと思います
ますが、よろしいでしょうか？

(委員一同) はい。

(畑 委員長) では、事務局お願いします。

(事務局) 会議録署名人の選任については、慣例に従い名簿順にお願いします。今回は、山崎委員と鈴木委員にお願いしたいと思います。

(畑 委員長) それでは、山崎委員と鈴木委員お願いいたします。

2 予防接種事故の公表に関する考え方

(畑 委員長) さて、今回の議題は前回に引き続き「予防接種事故の公表に関する考え方」となっております。内容について事務局説明願います。

(事務局) それでは説明いたします。

資料の予防接種事故の公表に関する考え方(最終案)です。前回の会議の時に、お示しした内容から一部修正をさせていただいております。前回の会議時に、内容については了承いただいておりますが、再度精査した結果、一部不具合が見つかりましたので、修正しております。

修正の第一点目が、3番公表の対象となる予防接種事故の(6)繰り返し接種する予防接種における接種間隔不足を削除しています。基本的に、三種混合や日本脳炎等繰り返し接種する予防接種については、間隔が不足した場合、予防接種法に定める定期の予防接種でなくなる場合もありますが、基本的に市長の実施する予防接種として、兼好被害救済等をする予防接種となっておりますので、公表の対象にはそぐわない為、この項目については削除いたしました。

続きまして、5番公表の時期についてですが、当初案では、事故発生の7日以内となっておりますが、前回の会議の際、直前に判明した予防接種事故は、情報が市にあがってきていなかったという事実もあり、事故発生から7日以内は無理な場合もあるということがありますので、医師会長から市長への事故報告後7日以内に修正をしました。

修正点については、以上です。内容については、その他前回と全く同じです。

(畑 委員長) 以上につき、何かご意見ご質問ございますか？

特に無いようでしたら、最終案を本委員会での合意事項として決定し、事務局に合意事項に基づいた公表基準作成をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか？

(委員一同) はい。

(畑 院長) それでは、最後になりますが、その他ということで事務局何かありますか？

(事務局) 前回、委員長からご提案がありました予防接種事故を起こした医療機関に対して予防接種委員会として対応することはないのかということに関して、ご説明いたします。

近隣市から情報収集しました。近隣市において予防接種事故を起こした医療機関に対して、ペナルティ的なものを課している自治体は、松戸市だけでした。松戸市は、予防接種委員会や行政から何かペナルティ的なものを課しているということではなく、松戸市医師会で年何回か開催している研修会のうち1回は予防接種に関する研修をするそうです。その予防接種に関する研修会への出席を義務付ける、必ず受けなさいという形をとっているということでした。医師会内部の動きとしての義務付けであるということ、行政側からの働きかけではないということでしたので、予防接種委員会として何か関与するというのは、どうであろうかと、必要であれば、鎌ヶ谷市医師会の内部で検討いただいた方がよろしいかなと考えております。

ご提案あった件に関しては以上のとおりです。

また、資料の最後に、過去3年間の予防接種事故(県内)という表がのっております。これは、今年の1月30日に予防接種に関する県の研修会で出された資料ですが、平成21年度から22年度の事故発生件数をみますと、51件が106件と、倍増しているという状況です。22年度は、ヒブ・肺炎球菌は、法に基づく予防接種ではないので、それがはいついていないのに、倍増しているということを考えると、今後、予防接種法の改正の検討されているという中で、予防接種事故が起きた際の公表基準を明確にしておくことは重要なことと思いました。

(畑 委員長) では、医師会から、接種事故を起こした医療機関に、警告なりをして、ペナルティにするとということにしたいと思います。

他に事務局何かありますか？

(事務局) ございません。

(畑 委員長) 委員の皆様からはいかがでしょうか？

(委員) ありません。

(畑 委員長) 私から、お願いがございます。

まず一点目ですが、ヒブと肺炎球菌の開始時期の変更です。2か月児から接種できるようになっていますが、今、鎌ヶ谷市では、わざと3か月からにしてあります。2か月という早期乳児やヒブ・肺炎球菌のワクチンになれていない先生方が、ヒブ・肺炎球菌ではなくて、三種混合、BCGを、2か月の児に接種してしまう可能性もあるのでと心配したからです。おかげさまで、2か月

から3か月の間に、誤接種のトラブルはありませんでした。しかし、もしヒブと肺炎球菌を2か月からやっていたら、2か月なのに三種混合とヒブをしてしまうというトラブルがあった可能性がある、しかし、そういうことはありませんでした。

他市では、2か月から実施しているということと、市民からの要望がありまして、平成24年度は無理ですが、平成25年度から、公費助成を2か月から対象にしたいと思っています。間違いのないようにこの1年間医師会会員に周知しますので、25年度からは、2か月からにしたいと思っています。

次は、健康増進課に質問です。船橋市役所に聞いたところ、船橋市は、6か月から日本脳炎の予防接種が公費になるということです。先日、3歳になる前の子が予防接種に来院したので、公費では3歳からですと話したところ、「船橋市では6か月から接種できる」ということで、船橋市役所に電話をしたら、医師が認めれば6か月からでもいいですと、聞きました。

鎌ヶ谷市ではどうですか。

(事務局) 予防接種法の施行令上は、6か月からということで、認められておりまして、鎌ヶ谷市予防接種実施要領でも、医学的要因もしくは、海外渡航等の理由により、必要な場合は、生後6か月から認められるようになっています。

接種にあたっては、保護者が市に申し出ただいて、審査し、医療機関と調整して接種するというようになっています。

(畑 委員長) 三点目です。また、市に情報が入っていないと思いますが、T病院で、肺炎球菌の接種間隔間違いがありました。肺炎球菌2回目と3回目の間隔が短すぎました。27日あけず、12日で接種してしまいました。T病院に電話し、院長と話しました。事務サイドのまずミスなのですが、本来は、事務で間違えても、医師が気付かないといけない。患者さんが多いと、あつてはいけないのですが、気付けなかったのだと思います。

しかし、間違いが多い、再発防止のために、内部委員会を立ち上げ、反省会をしていただきたいと話しました。わかりましたとのお返事でした。

今回は、接種間隔の間違いなので、プレス発表はされませんので、この電話を、医師会からの警告、ペナルティということにさせていただきたいと思いません。以上です。

(事務局) ヒブと肺炎球菌の公費対象月齢のひき下げですが、24年度中に予防接種法の改正案が国会に上程されるという話があります。その中で、小児の髄膜炎が対象疾病にあがるということも聞き及んでいますので、改正案を勘案して、前向きに考えていきたいと思いません。

(畑 委員長) そうなりましたら、制度開始時におこなったような講習会を開催していきたいと思います。

委員のみなさん他にいかがですか。

特に無いようでしたら、以上で本日の議題は全て終了致しました。以上をもちまして鎌ヶ谷市予防接種委員会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

平成24年3月26日

署名 山崎 久雄

署名 鈴木 操